

福島県環境影響評価条例に基づく公聴会記録書
(環境影響評価条例施行規則第52条(第33条準用)関係)

公 聽 会 議 長
(福島県環境共生課長)

1 公聴会の開催の日時及び場所

平成24年12月23日(日)午後1時から2時まで

玉川村大字北須釜字はばき田21番地

福島空港3階 多目的会議室

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

沢又山風力発電株式会社

代表取締役 門馬徳美

福島市清明町1-10 ロイヤルレジデンス3-801

3 対象事業の名称及び種類

(仮称)沢又山高原風力発電事業

風力発電所設置事業

4 出席した公述人

公述1番	男性	平田村在住
2番	男性	平田村在住
3番	男性	平田村在住
4番	女性	平田村在住
5番	男性	平田村在住
6番	男性	平田村在住
7番	女性	平田村在住
8番	男性	平田村在住
9番	女性	平田村在住

5 公述人の陳述の要旨

(1) 公述1番

こんな平和な村に、被害、健康被害、水の問題、ブレードの影響、景観を壊す、作物や動物の生態系に影響を及ぼす、大型風車は必要ない。特に人体に影響を及ぼす危険性が将来にわたって起こる可能性がある。現在、全国で発生している。福島県内でも発生している。私はこれを見逃すことはできません。

水の問題と、あと風力の問題、それが、自分達の部落はすり鉢といって丸くなつて周辺が

高いので、山びこのように聞こえる。電波も風車もぐるぐる回って聞こえるようになるので被害が大きいです。それで、大方は大反対です。

以上です。

(2) 公述2番

まず初めに、このような公聴会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。私のような意見を発言する機会をいただきまして深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、昨年の震災・原発事故によりまして、福島県全土にわたって甚大な被害があり、大変混迷している現状ではありますが、このような原子力発電は近い将来廃炉となることを考えれば、今回の自然エネルギーのあり方は考えていかなければならないと思っております。ですから、すべてが反対のための反対ではないということを、まず述べさせていただきます。

今回の沢又山高原風力発電事業は、まさに阿武隈高原の尾根に位置しまして、そこに我が平田村の住民が、標高約500、600メートルのところに大半の住民が住んでいるわけであります。そんな中で、私からは大きく分けて2つについて発言させていただきます。

まず1つは、やはり騒音、低周波の被害に遭うおそれがあることです。建設計画予定地から見て、平田村は風力発電の風下にあたります。そして、その地形的に、立地場所である沢又打違内地区は沢又山と蓬田岳の間に位置しまして、そういうことを考えれば、今、1番の公述人さんからもあったように、すり鉢状の状況にあります。ですから、こういったことを考えれば、反響音がものすごく影響があるのかなというふうに感じられております。

私は平田村の議員であります。平田村の議会でもこの風力発電に対して大変心配をして、議会全員で既に建設されている風力発電を視察した経緯があります。その中で確認されたのが、風力発電の風下にあたるところは風切り音がひどく聞こえておりました。

また、地元打違内地区の皆さんとともに、稼働している風力発電所2箇所の被害を受けている生の声を聞くこともいたしました。そこで聞いたのは、2キロ以上離れた家でも低周波の被害があり、二重サッシ設置を余儀なくされているという状況を聞いております。その話の中にもちょっとあったのですが、現在、風力発電が建設されてから別居生活をしているという話も聞いております。さらには、2年たっても、雨のときには工事の影響により破壊された表土のために濁り水が出ているという話がありました。このような被害状況を聞きましたと、我が平田村にも多大な被害が出るのではないかと想定されます。

2つ目でありますけれども、我が平田村は、先ほども言いましたが、標高500メートルから600メートルの位置に住宅が多くありますので、特に水の確保に非常に苦労しております。農作物の水源はもとより、生活のための飲料水は、まさに建設予定地の国有林から出る東野の清流から出る表流水が約70パーセント以上を占める命の源の水源であります。この清流が建設により自然破壊がされるのではないかと、まず心配であります。建設によって、風車の羽根とか運搬するにあたって、50メートル以上のトレーラーが旋回するために、この設置場所の森林樹木が伐採されることを考えれば、自然破壊なり水源が濁り水になること、また、水量が減ってしまうことが大変心配です。

平田は、水源は東野の清流の表流水を利用しています。残り水が下流にある母畠ダムに流

れ込んでいるわけであります。今年の夏を考えれば、皆さんもご存じだと思いますが、母畠ダムの水がかかれました。その影響があつて、石川町では給水車を導入するなど、または我が平田村でも節水を促して対応に苦難しておりました。このことを考えれば大きな問題があると思っております。

最後になりますけれども、今後、山高く、人体や自然などに影響がない場所に設置されればよいのですが、沢又山風力発電計画のように1キロ以内に民家がある場所は問題があると思います。何の実証もなく、何の想定もないまま、この事業計画が進めば、大変将来問題が多く残ることと思います。

以上、私からの発言を終わりにしたいと思います。

(3) 公述3番

私はここで生まれ、ここで80年育ちました。それで、部落のことは大変考えております。将来、子孫のためにも、この部落の皆様のためにも、この水源がかれるようなことはしてはならないと私は考えております。その点で、(事業者は、)3基を減らすといっていますが、あの2基も減らしてほしいと。水の問題、いろいろ話を聞いていますが、部落の1人ですが、部落の皆様の話ですので、山の一番高い所なので、一番大切な部落の高い所は問題です。これから孫子の代にも、ここに水がかれるような事業はやってほしくないと私は考えております。

そのために、私もここに、500メートル近くのところに一町歩の畑を持っております。それに対しても、今後このような事業をもたらして、水源がかれるようなことはあってはならないと私は確信しております。それなのに、また、この風力発電をつくったために、水がかれるようなことはあってはなりません。そうですから、この風力発電を私はやってもらいたくありません。

以上です。

(4) 公述4番

今までに建設された風力発電も、この環境影響評価準備書の結果に基づき進められてきたと思います。しかし、影響はないとされたにもかかわらず、実際には健康被害で苦しんでいる人たちがたくさんいます。つまり、この環境影響評価準備書の内容そのもの、基準となる数値等も含むのですが、この基準が実態を反映されるものになっていないのではないかということが一つ疑問としてあります。

例えば、事業者が、低周波については問題ない、健康被害との因果関係も立証されていないとし、学者の論文を持ち出して建設しようとしますけれども、私たちは風車と健康との因果関係は大いに関係あると判断する医師または学者の論文を尊重し、住民の生活を守るべき立場で今まで建設には反対してきました。今後もそれは変わりありません。

原発事故後、福島県は再生可能エネルギー推進ビジョンを策定しています。ならば、なおのこと建設については厳しい基準を設けること、また、許可をする県も事業者に対しては効力のある組織として監視する必要があるのではないかと思います。

健康被害が実在するにもかかわらず、県には1件も報告されていないととらえて対応していないことは大きな問題だと思うのです。自治体が設置した事業ではない限り、紛争もそうなのですが、事業は事業者と地元住民の合意がなければ進めません、進まないと思います、と逃げ腰で、一見、自治体は関係ないような言い方をします。ですから、実際に被害が出たときに、自治体に報告することはなく、直接事業者と被害者の皆さんとのやりとりで対応していくということになるわけです。ですから、県がその被害状況を耳にすることはないです。これは建設の許可を出す国とか県の対応を考えてもらわなければなりません。

最後に、現在、福島県内には、沢又山高原風力発電を含め、計画されているものも含めると、風車は約200基弱建つことになると聞いています。原発事故後、特にその建設は加速していくと思われます。将来の電力供給を考えれば電力は必要ですが、その代償が一地区の自然破壊と一地区の住民の健康被害だというのはあってはならないことだと思います。

許可を出す県においては、協力についての技術的な面、知識においてもそうですが、窓口になる職員、しかも中立の立場で判断できる人間を今後配置していくべきではないかと思っています。

以上です。

(5) 公述5番

私の土地は建設予定地の沢又地区からちょうど南側にあたる離れた土地でありますけれども、あえて今日はこの公聴会で一言だけ言わせていただきたいと思います。

県の再生可能エネルギー推進は、原子力に依存しない社会の実現、東日本震災による原発事故で16万人の県民が避難している現状を考えると、まさに時代の要請であり、それを否定したり反対する考えは毛頭ございません。

しかしながら、沢又山風力発電建設は、地域住民の理解ある協力・合意を最優先するのが当然であり、県が指摘しているように、建設地から1キロ以内に住宅が行政区の半数もある現況で、県は建設にゴーサインを出すのですか。

山頂に10階建ての高さのビルが林立する風車建設は、地域住民への圧迫、風上でさえ健康被害があると、稼働中の風力発電施設周辺で被害者の会が設立されたと聞くが、当地の地形は、先ほどの話にありましたように、風下であり、すり鉢状の地形は県も認めておられるようありますし、低周波による健康被害は確実に出るといえるわけであります。

最近の週刊誌でも、全国的事例から低周波の健康被害は1から3キロで発生していると報じられております。沢又山の地元行政区全域が被害を受ける地域住民の不安と心労を解消する行政指導を要請し、私の発言としたいと思います。

県でもご承知のとおり、あの地域は閑静で、こういう公聴会に出席して切々とつらさを訴えるようなことをするような地域とは思えません。しかし、これだけの公述人が参加して、どうかその風力発電阻止のために一言申し上げなくてはならないという、その心意気を、県は当然それに応えていただきたいと思います。ましてや、こういう公聴会を開いていただきましたことに対しまして心から感謝を申し上げ、あいさつとしたいと思います。

(6) 公述 6 番

風力発電のことで反対いたします。私は打違内で 70 年近く暮らしていました。自然を満喫している中で、風力発電などということができるということで、私はとても憂うつでなりません。

それで、私事、心臓機能障害を持っており、これからそういう音や低周波など我慢なりません。老後を安心して暮らそう思っている矢先にこんな問題を持ってこられては、安心して暮らすことはできません。ですから、私は反対です。

終わります。

(7) 公述 7 番

最初に、皆様には、本日日曜日にもかかわらず貴重な時間を、私たち打違内の住民のためにこのような時間を設けてくださったこと、ありがとうございます。

そこで、私の願いを聞いてください。私は、打違内住民の一人として、風力発電のことで、第一番に反対者として意見を述べさせていただきます。

それというのは、あのような高さ、地下、そして、幅何十メートルというものを私たち打違内に建てられたら、人間にも影響し、第一番に大事な生活でなくてはならない水にも影響が出ることは間違いないと思います。一昨年の地震でも恐怖感が抜けない今日、私たち打違内住民を苦しめることと同じです。どうかこれ以上、打違内住民を苦しめないでください。そして、永久的、半永久的な風力発電が建ったなら、孫子の代まで影響を及ぼさないとも限りません。私は風力発電に対して反対です。

以上です。私のお願ひをよろしくお願ひいたします。

(8) 公述 8 番

今日は 4 項目のことについて、公述を文書に書いてきましたので、口早ですけれども朗読いたします。

1 、打違内側からの譲れる距離は 10 基目まで。将来に禍根を残さないためには、中止の判断。

健康被害の情報が行き渡った今、平田村で風力に積極的に賛成している人はいないと思います。12 月の事業者との話し合いの中で（代表取締役の）門馬氏より、3 基の建設中止と、プラス 2 基のあやふやな建設中止表明をいただきました。各地でこれだけ問題が出ている以上、健康と被害との因果関係が不明との立場での風車建設はすべきものではないし、認められるものではありません。たとえ風車基数を 10 基に変更して実施した場合であっても、健康被害を疑われた場合には、疎明による健康と被害との因果関係を認め、概ね 2 か月以内に近い風車から基礎杭ごと撤去するというくらいの覚悟と自己責任で建設していただきかなくては困ります。二重サッシにするくらいしかできないようでは事業を始めるべきではありません。また、許可権者も許可してはいけません。

米国ウィスコンシン州のセント・クロイ郡のフォーレストポーク郡は、1,609 メートルのセットバックで風車の建設を規制しています。今回の事業関係者は、沢又山では風車最

高到達点の4倍以上というデンマークのセットバックを参考とし、500メートル以上の距離を離すと言いました。しかし、なぜ他のセットバックではなくデンマークのセットバックを採用するのでしょうか。論拠が不明です。

沢又山高原での風車建設を仮に11基で計画した場合、打違内の民家から最も近い風車は1,530メートルです。10基で計画すると1,790メートルとなります。また、11基目の風車は最も標高の高い位置にあるため、打違内集会所から見たのとは違って、標高の高い所にある民家からはかなり大きく見えます。現在、50メートルの風況ポールを目安に見当をつけることが可能。

私は、ウィスコンシン州での規制や桧山での被害者宅の距離（1.8から2キロメートル）のこと等を考えると、10基で計画するというあたりが距離的には落としどころになるのではと考えています。そうであれば、打違内側の引き水にも影響は出ません。ただ、これは平田側のことであり、玉川村や須賀川市のこととも考えると、この地域での風力発電は廃止というのが常識的な判断であると思っていますので、県にもそのような指導をお願いします。

11基目、12基目について言うと、高い所にあると風が強く設備利用率がよくなるので残したいと言っていますが、標高が867メートルにもなると、17メートルほど低くても大して風況の差はないのではないでしょうか。沢又山の頂上付近にあることがいろいろと問題なのです。仮に風が強いとしたら、低周波騒音なども大きくなること、隣の蓬田岳への反射効果が大きいと思われること、すぐそばに2本の無線中継所があること、ノスリ、特に幼鳥の飛翔妨害にもなりやすいうこと、その周辺が一番強く風雨による浸食を受けること、そして、すぐそばに石材店の事務所があることです。こうしたことを考えると、最低、あと2基の中止確約は求めたいと思います。

水源問題をも考えると、沢又山高原からの風力発電事業の全基撤退が必要だと思います。私も、清流の滝や大平の滝の上流、登山道の上のほうを現地調査し、水に影響が出ると見てきましたが、上水道の管理者である平田村長は事業者の対策を信頼しているように見えます。水に関しては、管理者がいるので、その責任でどうするのか決めるということなのでしょうが、水問題、玉川や須賀川の方々のことも考えると、将来に禍根を残さないためにも、沢又山高原での風力発電事業は建設の中止が相当と思います。今回の事業関係者も、反対の反対で進めても住民も愛着が出ないし、無理して動かしても問題が起こるだけだ、17年、20年とやっていかなければならぬので共存できないといけないと思っています。

2、フォトモンタージュの疑問と苦しい弁明。

フォトモンタージュでは、打違内集会所から見える4基の風車が描かれています。私の家から見える感じとは違うように思うので、写真での風車の高さはどのようにして出したのですかと聞いたら、同じような距離の他の風車の写真をもとにこのくらいというように作成したことでした。私の家や隣の家からは沢又山の風況ポールが2本とも見え、このようなものを一生見て過ごすのかと思うと憂うつになります。風車が見えないよう、最低でも5基は撤去してほしいと思います。

風況ポールは50メートルしかありませんが、風車は119メートルと2倍以上の高さです。これで風況ポールさえ高く感じて見えるのですから、その付近の風車が威圧感を与える

のは当然です。しかも、5基目の風車方向からの風がちょうど北西方向で、低周波音や騒音のことを考えると不安です。風況ポールを目安に風車の高さの見当をつけられますが、あんまり大きく見えてはうっとおしくてたまりません。近くの方々ばかりでなく、小平地区の方の中にさえ、景観が壊されるのは残念だと言っている人がいます。蓬田岳からは15基全部が見えます。準備書では、前段で比較的大きく見えると書いているのに、後段ではあまり圧迫感は受けないものと考えられる（358ページ）などと、実に苦しい弁明をしています。風車が建つと、それを見るのを目当てに登山者が増えるという人もいますが、風車があちこちから見えるようになった今、人工物のない景色を残す意義のほうが大切だと思います。桧山の風車調査に行ったとき、数人の人が来ているのに出会いましたが、その方々は風車を見に来たのではなく、向かいの山の紅葉の写真を撮りに来ていました。風車は二の次、それが現実です。

3、準備書は不備、見解書の提出や県の説示を求める。

適切に対処します、（何々）する予定です、と一般論だけで、何も具体的なことが示されていないと住民意見や県知事意見への事業者の見解について意見を述べると、評価書に反映させますといって逃げています。しかし、それこそが準備書に当然書くべきことではないでしょうか。中には、準備書に記載しますとあるのに、書いてないものまである始末です。重大事故、落雷破損、緊急時対応などです。安全管理・危機対応関係の項目で触れてはいますが、性能やシステムのことではなく、実際に起きた場合の具体的行動マニュアルを明示してほしいと思います。

このような準備書は準備書としての要件を満たしておらず、不備があり、県の指導が必要であると思いますし、事業者も提出してはいけません。今回のように提出してしまったものは、評価書での回答を条件のはもちろんですが、知事意見の提出期限を30日間延期するよう事業者に言って抗弁権行使するくらいのことをしなければなりません。そうでなければやり得になり、住民意見だけが無視されて不公平です。県知事も意見書で、準備書を作成するまでには事業内容を具体的に示すよう述べているのです。条例を勝手に解釈して準備書を具体性のないものにしてしまってはいけません。関係機関との協議がなされていない証拠ではないでしょうか。早急に具体的に示すよう猛省を求めます。

また、具体的に示せない場合は、その理由を示す必要があると考えます。住民には、説明会で条例にのっとってやっていますと言いかながら、評価書に何でもかんでも押し込むような、生煮えで名ばかりの、準備書の要件も整ってもないものを、準備書と認めてはいけません。

風力発電の業界では、不備な準備書でも、とにかくとりあえず提出しておいて、270日を稼ぎ、評価書で補正して、できるだけ速く条例手続きを終えようという姑息なやり方が通っています。こんな脱法行為もどきのことを、他県はともかく、福島県は許してはなりません。こんな行為は、条例の制定趣旨をねじ曲げているばかりか、住民も意見を述べる機会をなくしてしまうことになり、県民の権利を侵害する行為です。

私は、この事業については、事業者が条例違反をしていると思いますので、これが条例の趣旨（第1条の目的や第3条の事業者の責務・環境影響評価の重要性の認識）にのつとったやり方について見解書を出させるとともに、条例の趣旨に関する県としての理解を厳しく

説示するよう求めます。そのためにも、知事意見の提出期限を30日間延期したい旨、事業者と話し合うくらいのことはしてほしいと思います。

4、事業実施大前提での議論でいいのか、知事会でも対応を。

何でも環境影響評価の数字で片づけていいものでしょうか。沢又山高原風力発電事業自体の是非の判断から始めなくてはいけないのに、それを飛ばしています。一体それはどこで議論されたのでしょうか。事業実施を前提として、被害が出たらどうこうするとか、どんな対策をとるとかという話に飛び越えていってしまっているのは納得できません。なぜ段階を踏んで事業自体の是非の議論から始めようとしたのでしょうか。事業者も計画は決めたが、まだ事業実施決定の結論を出していないと言っているのではないでしょうか。

大体、平成23年1月24日から猛禽類の調査を始めていること自体が条例を形骸化させています。平成23年5月24日からは動物の調査も始めています。しかし、最初の説明会は平成23年11月15日なのですから、この1年ほど前から既に事前調査は始まっているのです。反対が出ても、うまく丸め込んで、短時間で評価書まで行けるというおごりなのでしょうか。環境影響調査の前倒し自身については、先月11月に国の連絡会議の中核報告が出たばかりで、この事業では認められていない方法です。日本の風力発電事業者のやり方はいつもこうです。全く詐欺師的なやり方です。条例の手続き通りに段階を踏んで進めていただきたいと思います。最初に実施ありきですから、後の手続きが形式的になるのです。途中で事業自体の是非の議論をされると困ることになってしまうのです。県としても全国知事会などで結束して、日本風力発電協会に条例を形骸化させないように要望書を出さなくてはいけません。

以上です。

(9) 公述9番

私は早速、被害の報告、また意見を申し上げます。

福島県内における被害の実態その1。

2012年5月13日、10月30日、11月4日の3日にわたり、ある稼働中の風力発電所周辺で実際に聞き取り調査を実施。T氏宅。風車が2から3基見えて、780メートル地点。「日中の音も聞こえるが、夜シーンと静かになると音がひどい。特に寝てる時は。しかし、事業者に管理組合の土地を使わせて、売電の5パーセント（300万円）をもらっているから我慢している。人体に害はない」と事業者がいうから許可した。近くの小学校で改築工事があった時も、「すぐに事業者から100万（円）の寄付があった」と。管理組合の人はお金で我慢もできるが、管理組合以外の人はどうなのだろうかと思っていたが、Wさんから後で聞いたことによると、「金額まではわからないが、この管理組合に入った収入の一部をその区民に分配している」とのこと。すべてお金で口封じという体质。今回の事業関係者も最後はお金ですと言っていた。これが当たり前になっているのだ。

W宅。風車が2から3基見えて、1.2キロ地点。「当初、風車は大歓迎で、大したものだ、観光地になるとみんな喜んでいた。ところが、試運転直後からその騒音に驚いた。ジェット機が飛んでいった後の音で、夜や明け方、シーンとしているときにひどく感じられた。

夏は網戸だけで十分涼しかったのに、戸を閉めなければならなくなつたので、事業者にクーラーを入れてもらった。しかし電気代は自前。窓も二重にしてもらった。しかし、音の入る方向のみ、全部ではない。今は、よく止まっているせいかあまり音は感じなくなった。最近、被害を訴えた人がいたが、時間がたつてるので担当者が代わったりして受けつけてもらえないかった。被害がわかつたら早く事業者に言うべき」という。相手は企業で、担当者など関係なく賠償する義務があるはずなのに、そのような態度をとっているのかと非常に驚いた。Wさんが資料があるよと束になった資料を見せてくださった。貸してあげるとおっしゃるのにお借りした。

K宅。風車が2から3基見えて、1・2キロ地点。「窓を二重にしてもだめ、屋根からも入ってくる。直接風車から来る音もひどいが、裏山に反響して家に響く音はもっとひどい。何をしてもだめ。ここで生まれ育ったが、このような状況になるとは。毎日泣きたい心境で暮らしている。病院に行ったところで病名はつかないし、血圧が200以上にでもならなければ相手にしてもらえないし、第一、医者が診断書なんか書いてくれない。万が一書いてくれたとしても、それを持って事業者と交渉するのも大変なこと。事業者は自分たちに都合のいいことしか言わない。私たちなど知識もないで丸め込まれてしまう。風車は絶対建てたらだめ。あなた達は一生懸命知識を得て事業者に言い負かされないようにしてください。絶対に風車には反対してください。身内に公務員がいるので名前は公表しないでほしい」。Kさんは、初めは私たちを大変警戒し、被害は何もないと言っていたが、こちらの事情を察してくださって真実を話してくれた。二度目に行ったときは話せないと断られたが、「頑張ってください」とエールを送ってくれた。

I宅の離れに住むご隠居。風車が2から3基見えて1・2キロ地点。「窓を二重にしてもだめ、何をしてもだめ。外の畠仕事も音に悩まされて気持ちよくできない」。

同じくI宅。風車が2から3基見えて1・2キロ地点。Iさんの奥さんは公務員。Kさんが身内の公務員というのはこの方のようだ。I宅では全員被害はないと言う。「風車ができるから川が濁る。雨が降ると砂が入り込んでくる。風車ができるいい事は何もないで、なくていいものだったらつくらないほうがいい」と、最後にぼつりとご主人。いろいろ本音を言いたいのだが、言えない。そのところをわかってください、察してくださいとでも言っているかのような対応ぶりで、それは訪問した5人全員が感じ取った。

以下はWさんに資料を郵送にて返却した時、わざわざWさんからお電話をいただいた、その時聞いた話。風車試運転直後から近隣6軒が騒音等で騒いだ。Iさんの奥さんが公務員だったことから、彼女が窓口になり事業者と交渉した。そして、エアコンやら二重窓にもらつた。しかし、工事終了後、「これで工事が完了した。今後一切請求しません」というような内容の誓約書を事業者が持ってきて、それにはんこを押してくれという。いつまでもこんなことをしていられないから、もうこれでいいかと、仕方なくはんこを押した。

Kさんのご主人が低周波と血圧上昇で夜眠れなくなり、別な所にアパートを借りて二重生活をせざるを得なくなったとのこと。もちろんアパート代は自前。といいながら、Wさんはつけ加える。「でも、あのご主人はもともと体の丈夫な人でないから、風車のせいかどうかはわからないんだよ」と。「神経過敏な人もたちまちですが、病弱な人もさらに悪化しますし、

お年寄りもすぐにいろんなところに影響受けるようですよ」と一応言つておいたが、自宅では眠れず、離れた場所では眠れるというのは、立派な風車病ではないか。Wさんのように身近なご近所の方でさえ、もともと体が弱いから風車のせいかどうかわからない、という見方しかできないとすれば、まさに業者の思うつぼ。誰にも理解されず、本人や家族だけが苦しむということにもなりかねない。

事業者は、「建てて何かが起こったら適切に対処する」と言う。彼らの言う適切とは、エアコンをつける、窓を二重にする、出力を下げる、シャドーフリッカーではブラインドの設置、自宅周辺の植林くらいだ。エアコンの電気代はずっとついて回る。後のことまで面倒見きれない、我慢しろというわけだ。本当の解決は全面運転停止か撤去しかない。

風車病についてはなおさらである。全国でも歴然として風車病が存在し、多くの人々が苦しんでいるというのに、「低周波との因果関係は解明されていない」という学者の説をとっている。学者も学者だが、その説を利用する事業者も事業者である。風車に近づくと体調を崩し、離れれば治る、これだけで十分なのだ。これが風車病の特質である。被害について書いた本も出ていれば、ネットからでも相当数の被害情報は得られる。それらが風車のせいでないという証拠を逆に出してみたらどうか。このような非常識な説を唱える学者や事業者の倫理観はどの程度のものか。

大体、「問題が起きたら適切に対処する」などと言うこと自体がおかしい。「絶対に被害はない」という前提でしか建てるべきではない。「もし、建てて被害が出たらどのように保障してくれるのか」に対して、9月12日の説明会ではあざけるように、「建ててみなけりやわからない」と答えたという。言語道断。わからないものを建ててどうするのか。事業者のおごりとしか言いようがない。

一つ、大変な思い違いをしていた。この風車の被害の距離は1・2キロ地点で、被害のひどさから風下と勝手に思い込んでいたのだが、何と風上であることがわかった。風上でこれだけの被害であるなら、打違内はすべて風下なので、どれだけの被害になるのか計り知れない。既に準備書には、低周波が参照値より上と測定結果が出ているところがたくさんあるにもかかわらず、事業者は、建ててみなければ出るか出ないかわからない、さらに、そのうち慣れるからと押し通している。ひどい話ではないか。滝根は1・2キロ、風上で大被害。打違内は2つの山に囲まれた谷状、すべて風下、半径1キロ以内に住民の半数が居住、しかも、何も遮るものがない。誰が考えても狂氣の沙汰である。

今回の事業関係者は、「これまで一度もごり押しして建てたことはありません」と言った。しかし、いくらこちらが話し合いを申し出ても、決して応じることがなかった。県が介入してやっと半年後、意見書を出してからは8か月もたっている。その間に環境影響調査はやるし、準備書まで出した。これがごり押しでなくて何なのか。誰が考えてもひきょうな手口である。この行為は絶対に許すことはできない。「住民の皆様の合意のもとに」という決まり文句はどこへ行ったのか。うそをつくのも甚だしい。

福島県内における被害の実態その2。

11月10日にある風力発電所の「騒音被害者の会」が設立された。会の代表Yさん、区長さん、市議会事務局勤務のKさんと奥さんとお父さん、そしてUさんの6人から直接お会

いして話を聞いた。風車が建った当初は話題など特に出なかったが、原発事故後、その地区一帯が避難区域になった。それが解除され自宅に戻ったころから、自然に周囲から風車の音がうるさいという騒ぎになってきた。Yさんの奥さんは夜も眠れず、今年4月にとうとう家屋の改築をした。被害は広範囲に及んでいることがわかり、行政に相談すると、会をつくって事業者と話し合うというならかかわれるというので会を結成することになったとのこと。23世帯あり。このうち3割は距離があるので被害もない。Yさん宅は改築したため騒音は軽減されたが、一步外に出ると音は当然のごとくあるとのこと。約2キロ地点。区長さん宅はさらに近く1.8キロ地点。Yさんの隣家も騒音等に相当まいっているそうだ。既に全国で被害が続出しているというのに、地元福島県内で被害者の会までつくられたこの重みを、審査員、関係者はどうとらえるのか。

福島県内における被害の実態その3。

10月30日に被害の実態その1の風力発電所周辺に行ったとき、被害のある6軒の集落からしばらく離れた家にも飛び入りで聞いてみた。息子さんが応対してくださった。自分と父は特別感じないが、母と兄はうるさいと言っているとのこと。もし、細かく調査すればどれだけ被害が及んでいるのかわからない。みんな、どこにどう言つていいのかわからず、ひたすら我慢しているのかもしれないし、Wさんがおっしゃっていたように、我慢に我慢を重ねてやっと被害を報告しても、受けつけられないと跳ね返されて、あきらめて泣き寝入りの人もいるのだ。

法の規制がないのが問題、やりたい放題の事業者。

最初は誰もが風力はこれからエネルギーとして歓迎していたと思う。しかし、稼働直後から問題が続出。ところが、その問題に向き合うことなく国はどんどん事業者の有利な条件で推進してきた。その結果、今回の沢又山事業にも見られるように、事業者の独走、独り舞台となつた。被害についての詳しい本も出ている。ネットでも沢山取り上げられている。被害の情報はあふれかえっている。しかし、国や県は推進というだけで、どれだけ被害の実態を把握しているのか。被害の実態その2の風力発電所では2キロも離れた被害である。知事意見では1キロと出したが、そんな基準ではもはや間に合わない。概要書を見ればわかるが、事業者は知事意見の1キロなど全く無視の姿勢ではないか。つまり、どんな数字を出しても、法的な基準がないから無視しているわけだ。そして、感覚閾値以内とか影響は小さいと、ごり押しだ。

しかし、現実にある被害はどう説明するのか。概要書ではキール大学や全米騒音制御研究所の調査を、単に3.2キロとしてしか扱っていないが、大切な学術的な調査であることは省いている。出るか出ないかわからないから建ててみるというのが現状だ。まるで人体実験ではないか。説明会では人体に被害はないと言ったり、400メートル離れれば大丈夫と説明している。横暴きわまりない、やりたい放題、これが事業者の実態である。

審査員や県の関係者も、被害についての認識が甘すぎるのではないか。被害の実態を知り、現実を直視していただきたい。そして、国に逆に提言し、根本から風力を見直していただきたい。法の整備が甘いのだから、法が整備されるまで待つか、でなければ絶対安全である基準を一刻も早く整備し、事業者を牽制、指導すべきではないのか。

最後に、方法書に対して住民が意見を提出する、その回答が8か月も過ぎたころ準備書に載せる。住民の声を無視し続け、その間に計画をどんどん実施していく。準備書に載せた意見は住民の生の声ではない。自分たちに都合よくまとめた回答で具体性はない。このたびも事業者の回答が具体性がないという住民の意見に対して、評価書に反映するなどとふざけたことを書いている。具体性がないと言っているのに、それが回答か。住民の皆様と合意の上で進める、この段階さえも踏んでいないとする住民の意見を全く無視だ。事業者の不誠実な態度、住民の意向は全く無視する態度に、住民は怒り心頭に発している。この住民の心境が事業者がまとめた概要書から伝わってくるだろうか。住民の意見は準備書まで、評価書に対して意見が述べられないからではないのか。概要書に書かれた回答に対して、住民がどこでまた意見を言えるのか。概要書で終わりだったら全く事業者側の一人舞台ではないか。住民の生の意見は審査員全員がそのまま受け取り、目を通さなければ、真実は伝わらない。概要書は事業者側が作るものだ。自分たちに都合の悪いことは当然省く。現実にこの事業者中心のシステムは、見直すべきだ。そして、再度提案するが、住民の生の意見や声は審査員はそのまま目を通してほしい。真実を知らないで公平な審査などできるわけがない。

私の公述は以上ですが、本日は日曜日でありながら、公聴会を開いてくださった環境共生課の皆様に、今回の公聴会のみならず、これまでにもいろいろとご配慮いただいておりますこと、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

もう申し上げましたけれども、意見の部分に関しては少し厳しい内容もあったかと思います。しかし、私たちも、風車が建つという情報を得てからこの1年半近く、四季も感ずることなく、風車に明け、風車に暮れるという異常な日常を余儀なくされています。もう既に被害を被っているのです。意見はその現実そのものですので、感謝の部分とは切り離してお聞きいただければと思います。

どうもありがとうございました。

6 その他公聴会の経過に関する事項

(1) 傍聴者の人数 9名（定員40名）

以上